

青梅市議会規則第2号

青梅市議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月4日

青梅市議会議長 山 崎 勝

青梅市議会会議規則の一部を改正する規則

青梅市議会会議規則（昭和４５年議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第９節 会議録（第７８条―第８２条）」を「第９節 公聴会および参考人（第７８条―第８４条）
第１０節 会議録
（第８５条―第８９条）」に、第２章から第９章までを次のように改める。

第２章 委員会

第１節 総則（第９０条―第９４条の２）

第２節 審査（第９５条―第１１１条）

第３節 秘密会（第１１２条・第１１３条）

第４節 発言（第１１４条―第１２５条）

第５節 委員長および副委員長の互選（第１２６条・第１２７条）

第６節 表決（第１２８条―第１３８条）

第３章 請願（第１３９条―第１４５条）

第４章 辞職および資格の決定（第１４６条―第１５０条）

第５章 規律（第１５１条―第１５９条）

第６章 懲罰（第１６０条―第１６５条）

第７章 協議または調整を行うための場（第１６６条・第１６６条の２）

第８章 議員の派遣（第１６７条）

第９章 補則（第１６７の２―第１６８条）

第３１条に次の１項を加える。

- ４ 投票の効力にかかる法第１１８条第６項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第３７条第１項中「第１３４条」を「第１４１条」に改める。

第３９条第１項中「第１０１条」を「第１０８条」に改める。

第６２条第３項中「一括制（２以上の通告件名がある場合に、通告した全ての件名を一括して質問し、一括して答弁を求める質問方法をいう。）または」を削る。

第７３条後段を削り、同条に次の１項を加える。

- ２ 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票および賛否が

明らかでない投票は、否とみなす。

第 7 4 条中「効力)」の次に「第 1 項から第 3 項まで」を加える。

第 1 6 1 条を第 1 6 8 条とし、第 1 6 0 条の次に次の 2 条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第 1 6 7 条の 2 議会または議長もしくは委員長（以下この条および次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知（第 1 3 9 条および第 1 4 5 条の規定によるものを除く。）のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項および第 6 項ならびに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用にかかる電子計算機（入出力装置を含む。以下この項および第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用にかかる電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第 1 項または第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第 2 0 条（日程の作成および配布）、第 6 6 条（答弁書の配布）、第 8 6 条（会議録の配布）、第 1 2 5 条（答弁書の配布）、第 1 4 0 条（請願書の写しの作成および配布）第 1 項および第 1 4 1 条（請願の委員会付託または省略）第 1 項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時または議会

等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧もしくは当該事項について当該者の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、または議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、もしくは連署し、または記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、または議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、または議会等が行う通知にかかる文書等のうちにその原本を確認し、または交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

- 第167条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布および投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、または保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについ

ては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等にかかる電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第160条を第167条とし、第159条の2を第166条の2とし、第155条から第159条までを7条ずつ繰り下げ、第154条の2を第161条の2とする。

第154条中「第2項」を「第3項」に改め、同条を第161条とする。

第153条第2項中「第106条」を「第113条」に改め、同条を第160条とする。

第152条を第159条とし、第151条を第158条とし、第150条を第157条とし、第149条の2を第156条の2とし、第143条から第149条までを7条ずつ繰り下げる。

第142条中「第2項」を「第3項」に改め、同条を第149条とする。

第141条を第148条とし、第129条から第140条までを7条ずつ繰り下げる。

第128条中「効力)」の次に「第1項から第3項まで」を加え、同条を第135条とする。

第127条に次の1項を加える。

- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

第127条を第134条とする。

第126条を第133条とし、第88条から第125条までを7条ずつ繰り下げ、第87条の2を第94条の2とし、第78条から第87条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会および参考人

(公聴会開催の手続)

第78条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所および意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由および案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。
(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者および学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者およびその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者および反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。
(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、または公述人に不穏当な発言があるときは、議長は、発言を制止し、または退席させることができる。
(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。
(代理人または文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。
(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所および意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条(公述人の発言)、第82条(議員と公述人の質疑)および第83条(代理人または文書による意見の陳述)の規定を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。